

議案第 79 号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和 47 年墨田区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「法第 35 条に規定する事業（道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 18 条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第 4 条第 1 項中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は同法第 21 条の規定により協議が成立し」を削り、「又は当該協議に係る」を「に係る」に改め、「、又は当該協議が成立し」を削る。

別表中「令第 7 条第 1 号」を「道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路法等の一部改正により、国が行う事業に係る道路占用料は全て徴収しないものとなったことに伴い、道路占用料の免除対象に係る規定を整備する必要がある。